

政令第九十六号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第五項中「同項の支払期日」を「最終支払期日（同項の支払期日のうち最終の支払期日をいう。）」に改める。

附 則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。